

発議第10号

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成23年9月28日

廿日市市議会議長 角田 俊司 様

提出者	廿日市市議会議員	栗 栖 俊 泰
賛成者	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	松 本 太 郎
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	細 田 勝 枝
〃	〃	古 井 国 雄
〃	〃	登 宏太郎
〃	〃	三分一 博 史
〃	〃	植 木 京 子

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書(案)

障害者自立支援法につき、国は、平成22年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成21年12月から、内閣の障がい者制度改革推進本部のもとすすめられている制度改革が、真に障がい者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）では、障がい者制度改革の基本的考え方として、「責任を分担し必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する主体としてとらえる。」ことが示されている。

また、廿日市市でも、第二次廿日市市障がい者福祉計画において、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、「障がいのある人が社会生活や地域社会の発展のための活動に参加し、すべての市民と同じように生活することができる権利を持つ完全参加と平等の実現をめざす。」としている。

このように、障がい者が自ら選んだ地域において、個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参画できる社会の実現のためには、障がい者が自らの選択により、必要な支援が利用できることが必要である。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、国会および政府に対し以下について要請する。

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめる新たな総合福祉法についての意見・提言を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立すること。
3. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘宛
参議院議長	西岡武夫宛
内閣総理大臣	野田佳彦宛
厚生労働大臣	小宮山洋子宛